

手 当 (  1 ページ欄外参照)

種別	対象となる方	支払いが制限される場合	手当月額・支払月	申請・窓口
心身障害者福祉手当	次に該当する在宅の障害のある方 (1) 身体障害者手帳 1～3 級 (2) 療育手帳所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ※ 65 歳以上で新規に障害者手帳を取得した方は対象になりません。	(ア) 本人が市町村民税課税 (イ) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当受給者(身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳(A)・A の重複者を除く) (ウ) 施設入所中 (エ) 平成 22 年 1 月以降に 65 歳以上で左記(1)～(3)にあてはまる手帳を取得し、かつ、重度要介護高齢者手当を受給している	【手当額】 月額 5,000 円 身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳(A)・A・B 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ----- 月額 2,500 円 身体障害者手帳 3 級 療育手帳 C 精神障害者保健福祉手帳 2 級 ----- 【支給月】 3 月・9 月	【申請に必要なもの】 手帳、通帳 【窓口】 各区役所支援課
特別障害者手当	重度の障害により、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方 (1) 身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳(A)程度の障害が重複している方 (2) 一つの障害であっても上記(1)と同程度の状態にある方 ※ 障害者手帳を所持していなくても対象になる場合があります。	(ア) 所得制限 (イ) 施設入所中 (ウ) 3 か月を超える入院	【手当額】 月額 28,840 円 【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月	【申請に必要なもの】 診断書(所定の様式)、手帳、所得状況届、年金証書等の写し、前年中の年金収入のわかるもの、通帳 【窓口】 各区役所支援課
障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の方 (1) 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部 (2) 療育手帳(A) (3) 上記(1)・(2)と同程度の状態にある方 ※ 障害者手帳を所持していなくても対象になる場合があります。	(ア) 所得制限 (イ) 障害を理由とする年金を受給 (ウ) 施設入所中	【手当額】 月額 15,690 円 【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月	【申請に必要なもの】 手帳(または診断書)、所得状況届、通帳 【窓口】 各区役所支援課
特別児童扶養手当	次に該当する在宅の 20 歳未満の障害のある児童を養育している保護者の方 (1) 身体障害者手帳 1～3 級及び 4 級の一部 (2) 療育手帳(A)・A・B (3) 上記(1)・(2)と同程度の状態にある児童 ※ 障害者手帳を所持していなくても対象になる場合があります。	(ア) 所得制限 (イ) 障害を理由とする年金を受給 (ウ) 児童が施設入所中	【手当額】 月額 55,350 円 1 級(重度障害児) ----- 月額 36,860 円 2 級(中度障害児) ----- 【支給月】 4 月・8 月・11 月	【申請に必要なもの】 手帳(または診断書)、通帳 【窓口】 各区役所支援課
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別にしてしている児童(18 歳に達した日の属する年度の 3 月末日までの児童または 20 歳未満で障害のある児童)を養育している保護者の方、また、父親又は母親に一定の障害があり、児童を養育している方	(ア) 所得制限 (イ) 公的年金を受給 (ウ) 児童が施設入所中 (エ) 障害の状態にある父親又は母親が、対象児童について公的年金で子の加算を受給	【手当額】 ① 児童 1 人の場合 ・ 全部支給： 月額 45,500 円 ・ 一部支給： 収入に応じて 月額 10,740 円～45,490 円 ② 児童が 2 人の場合 収入に応じて ①に 5,380 円～10,740 円加算 ③ 児童が 3 人以上の場合 収入に応じて ①・②に 3 人目以降 1 人につき、 3,230 円～6,440 円加算 ※ ただし、父親、母親、養育者又は児童が公的年金等を受給しているときは、その額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が手当額となります。	【申請に必要なもの】 通帳、本人確認書類、申請者・児童及び同居親族の個人番号確認書類、その他 【窓口】 各区役所支援課児童福祉係

※ 経過措置による福祉手当…20 歳以上で、制度改正(昭和 61 年 4 月 1 日)前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方に支給します。ただし、所得に応じた支給制限があります(手当額については障害児福祉手当と同じです)。

## ◇手当を受けられる方へのお願い

手当を受けられる方は、次のような時には資格喪失となりますので、必ず「資格喪失届」を各区役所支援課に提出してください。

- (1) 施設に入所した時
- (2) 障害の程度が基準に該当しなくなった時
- (3) 死亡した時
- (4) 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院するに至った時(特別障害者手当の受給者のみ)
- (5) 20歳になった時(障害児福祉手当、特別児童扶養手当の場合)

また、氏名や住所が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

なお、障害程度の変更、病院または施設を退院もしくは退所して再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。

## 年 金

### 障害基礎年金〈国民年金加入者〉

#### 〈窓口〉各区役所保険年金課

西区役所	保険年金課	TEL 620-2674	FAX 620-2768	桜区役所	保険年金課	TEL 856-6184	FAX 856-6278
北区役所	保険年金課	TEL 669-6074	FAX 669-6167	浦和区役所	保険年金課	TEL 829-6163	FAX 829-6234
大宮区役所	保険年金課	TEL 646-3074	FAX 646-3168	南区役所	保険年金課	TEL 844-7184	FAX 844-7278
見沼区役所	保険年金課	TEL 681-6074	FAX 681-6168	緑区役所	保険年金課	TEL 712-1184	FAX 712-1271
中央区役所	保険年金課	TEL 840-6074	FAX 840-6168	岩槻区役所	保険年金課	TEL 790-0175	FAX 790-0268

#### ◇対象者

- (1) 初診日において次のいずれかに該当する方
  - ・国民年金の被保険者である方
  - ・国内に住所がある60歳以上65歳未満の方で老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていない方
  - ・20歳未満である方(所得制限あり)
- (2) 初診日から1年6か月を経過した日、または、初診日から1年6か月以内に症状が固定した日(ともに「障害認定日」といいます)において国民年金の障害等級表の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある方
- (3) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、そのうち3分の2以上の期間が納付済か免除されていた方

特例として、令和8年3月31日までは65歳誕生日前日までの初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がない方

#### ◇年金額(令和6年度)

1級 1,020,000円                      2級 816,000円

※18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない未婚の子または国民年金の障害等級1・2級に該当する障害の状態にある20歳未満の未婚の子がいる場合には、第1子・第2子それぞれに234,800円、第3子以降それぞれ78,300円が加算されます。

### 特別障害給付金

#### 〈窓口〉各区役所保険年金課

#### ◇対象者

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方へ給付金を支給する制度です。現在、障害基礎年金の1級または2級の程度に該当する次の方が対象となります。

- (1) 平成3年3月以前に初診日があり、その当時学生であった方
- (2) 昭和61年3月以前に初診日があり、その当時厚生年金等加入者の配偶者であった方

### ◇支給額（令和6年度）

1級 55,350円（月額）      2級 44,280円（月額）

支給は認定請求した日の属する月の翌月から始まり、支給月は偶数月になります。

※ 本人の所得制限、併給制限あり

## 在日外国人障害者等福祉手当

### 〈窓口〉各区役所保険年金課

#### ◇対象者

国籍要件や住所要件により国民年金や厚生年金などに加入できなかったために、公的年金を受給できない方で、申請の時点で本市に1年以上、住民登録をしている、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 昭和37年（1962年）1月1日以前に生まれた在日外国人で、昭和57年1月1日前に重度障害者になった方、または、その期間に初診日がある重度障害者の方
- (2) 昭和22年（1947年）1月1日以前に生まれた在日外国人で、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度障害者になった方、または、その期間に初診日がある重度障害者の方
- (3) 昭和36年（1961年）4月1日から昭和61年（1986年）3月31日までの間に初診日があり、その時点で日本国内に住所を有していなかった日本人の重度障害者

※ 重度障害者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている方、または同様の状態に該当している方です。

※ 在日外国人とは、「出入国管理及び難民認定法」による許可を受けている方または「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者となります。

#### ◇支給額

認定された場合は、申請した月の翌月分から支給します。手当の額は次のとおりです。

月額 30,000円

## 障害厚生年金〈厚生年金加入者〉

### 〈窓口〉浦和年金事務所（担当区：桜区、浦和区、南区、緑区）

浦和区北浦和 5-5-1 TEL831-1638 FAX 833-7019

### 大宮年金事務所（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区、中央区）

北区宮原町 4-19-9 TEL652-3399 FAX 652-4700

### 春日部年金事務所（担当区：岩槻区）

春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル 4階、6階  
TEL048-737-7112 FAX 048-737-7039

#### ◇対象者

厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障害の状態になり働けなくなったとき、または働く能力が著しく低下した場合に国民年金の障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。国民年金の障害等級表の1級または2級の障害の状態よりも軽い障害の状態の方には、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金保険独自の3級障害厚生年金または障害手当金（一時金）が支給されます。

障害厚生年金の支給要件は次のとおりです。

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日において、厚生年金保険の被保険者であること
- (2) 初診日から1年6か月以内に症状が固定した日、または、初診日から1年6か月を経過した日（ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法又は厚生年金保険法で定める1級～3級に該当すること

また、65歳前に1級、2級、3級の障害の状態になったとき厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合、障害認定日に1級、2級または3級に該当する障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間にその障害が悪化し、障害等級表の1級、2級または3級に該当する障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日までに、本人の請求により請求した日に受給権が発生し、その翌月分から事後重症の障害厚生年金が支給されます。

(3) 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

## ◇内容（令和6年4月1日現在）

### (1)障害厚生年金の算出方法

(平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数)

+ (平均標準報酬額 × 5.481 / 1000 × 平成15年4月以降の被保険者期間の月数)

※平均標準報酬月額とは…平成15年3月以前の標準報酬月額の総額 ÷ 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

※平均標準報酬額とは…(平成15年4月以降の標準報酬月額 + 標準賞与額の総額) ÷ 平成15年4月以降の被保険者期間の月数

※上記算出方法は生年月日により異なる場合があります。

- ・ 1級障害厚生年金「上記算出方法」×1.25 + 加給年金額
- ・ 2級障害厚生年金「上記算出方法」 + 加給年金額
- ・ 3級障害厚生年金「上記算出方法」

※障害厚生年金は、被保険者期間が300月（25年）未満の人の場合は、300月として計算されます。

また、3級の障害厚生年金については、支給額が612,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は610,300円）に満たないときは、612,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は610,300円）になります。

※加給年金額は、障害厚生年金の受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者について234,800円が加算されます。

### (2)障害手当金の算出方法

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給されます。

{(平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数)

+ (平均標準報酬額 × 5.481 / 1000 × 平成15年4月以降の被保険者期間の月数)} × 2

※被保険者期間の月数は、300月（25年）未満の場合は、300月として計算されます。

また、障害手当金では、手当金の額が1,224,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,220,600円）に満たないときは、1,224,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,220,600円）が支給されます。

## 心身障害者扶養共済制度 (🐰 1ページ欄外参照)

### 〈窓口〉各区役所支援課 (3ページ参照)

障害のある方を扶養している保護者が、将来に対して抱いている不安を軽くするため、毎月掛金をかけ、保護者(加入者)が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金を支給する制度です。

### ◇加入資格

障害のある方を扶養している保護者で生命保険契約の対象となる健康状態にある年齢が65歳未満（毎年度4月1日時点）の方

### ◇加入口数

障害のある方1人に対して2口まで

### ◇掛金

加入時の年齢によります（生活保護世帯等、加入者世帯の課税状況に応じて減免されることがあります）。

加入者の年齢	一口あたりの掛金（平成20年4月1日以降加入時）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

注1) 加入者の年齢は、毎年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の初日における年齢とします。  
注2) 掛金月額、制度改正に伴って改訂されることがあります。

## ◆年金額

1口加入の場合 月額 20,000円 2口加入の場合 月額 40,000円  
なお、加入期間中に障害のある方が死亡した場合は弔慰金を支給します。

## ◆申請に必要なもの

加入等申込書、住民票の写し、申込者告知書、障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類、印鑑

# 給 付 金

## 交通事故被害者のご家族への援護金の給付

埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児援護基金を設立しています。

同基金では、埼玉県の補助金と交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄附金を、援護金及び援護一時金として県内に在住する交通遺児等に給付しています。

※交通遺児等とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により保護者が死亡又は重い障害（概ね身体障害者手帳の基準で1～3級相当の障害）を負った保護者に養育されている子供です。

〈問合せ先〉埼玉県交通安全対策協議会 TEL 825-2011 FAX 830-4757  
埼玉県 防犯・交通安全課 TEL 830-2955 FAX 830-4757

〈申請書の提出先〉みずほ信託銀行株式会社 浦和支店  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-12-10  
TEL 822-0191

### 1 交通遺児援護金

(1)給付対象：埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校及び各種学校等に在学する平成18年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、下表に掲げる世帯に属する者。

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

(2)給付額：子供1人につき100,000円を給付します。

### 2 交通遺児援護一時金

(1)給付対象：埼玉県内に在住する令和5年4月1日以降に交通遺児等となった者（交通遺児等になった日現在18歳以下）。

(2)給付額：子供1人につき100,000円を給付します。

※1回限りの給付となります。

※詳細は、「令和6年度交通事故被害者のご家族への援護金のしおり」を参照してください。

## 交通遺児等奨学金の支給

〈窓口〉教育委員会学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990

交通事故により父又は母が亡くなった場合や、心身に重い後遺障害がある状態となった場合において、その小・中学生を養育する保護者に対して月額2,000円の奨学金を支給します。

詳細については、お問い合わせください。

## 交通遺児育成助成金の支給

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 834-3133 FAX 835-1222

URL <https://www.saitamashi-shakyo.jp/index.php>

交通事故により両親又はそのいずれかが亡くられたり、心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して育成助成金を支給しています。

### ◇対象

市内在住で、小学校・中学校入学または、中学校を卒業する方の保護者

◇支給金額	小学校入学	30,000 円
	中学校入学	40,000 円
	中学校卒業	100,000 円

### ◇申請方法

1月から2月にかけて、さいたま市社会福祉協議会ホームページに掲載する交通遺児育成助成金のご案内を確認のうえ、申請してください。

## 特別支援教育就学奨励費制度

〈窓口〉各小・中学校

〈問合せ先〉教育委員会特別支援教育室 TEL 829-1667 FAX 829-1990

特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため必要な給食費や学用品費などの経費の一部を補助します。

詳細については、お問い合わせください。

## 産科医療補償制度

〈窓口〉公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

◇補償内容 総額 3,000 万円

※補償申請期限は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は上記窓口にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>）をご参照ください。

## 貸 付

### 生活福祉資金の貸付け

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 各区事務所（8ページ参照）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象とし、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として貸付けを行っています。

※ いずれの資金も世帯単位での貸付けであり、世帯員の一部に貸付けするものではありません。

※ 資金の種類によって、貸付条件や必要書類が異なりますので、あらかじめお住まいの区の事務所に相談してください。

※ 埼玉県社会福祉協議会の審査を経て貸付けが決定されます。審査の結果、貸付けできない場合がありますのでご了承ください。

# 生活福祉資金貸付条件等一覧

	資金種類	貸付限度額	償還期間	貸付利率	
1 総合支援資金（※） 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金					
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※貸付期間原則 3 月	10 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年 1.5%	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用			40 万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用			60 万円以内
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用				
	生業を営むために必要な経費 ※新規に起業される方が中心となります。 事業の継続の為に資金の場合、運転資金は対象となりません。	460 万円以内	20 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子  連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年 1.5%	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円以内 1 年程度 220 万円以内 2 年程度 400 万円以内 3 年程度 580 万円以内	8 年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円以内	7 年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円以内	8 年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円以内	8 年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円以内	10 年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円以内、1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円以内	5 年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 170 万円以内、1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円以内	5 年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内	7 年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50 万円以内	3 年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円以内	3 年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円以内	3 年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費 ※年金の掛金等、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用等で見積書など当該費用の額が確認できるものが必要となります。	50 万円以内	3 年以内			
緊急小口資金（※）	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要などとき (2) 給与等の盗難によって生活費が必要などとき (3) 火災等被災によって生活費が必要などとき (4) その他、(1)から(3)同様にやむを得ない事由によるとき	10 万円以内	12 月以内	無利子	
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、右記金額の 1.5 倍の額まで貸付可能	(高校) 月 3.5 万円以内 (高専) 月 6.0 万円以内 (短大) 月 6.0 万円以内 (大学) 月 6.5 万円以内	20 年以内	無利子	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内			
4 不動産担保型生活資金					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 7 割程度 月 30 万円以内	据置期間終了時	年 3 %、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度（集合住宅は 5 割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の 1.5 倍以内）			

（※）原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件です。